

大和市告示第57号

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱（平成22年大和市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「者が」の次に「保育の受入を拡大するため、」を加え、「若しくは」を「を開始し、又は」に、「を開始し、又は」を「を行う施設若しくは」に、「設置する」を「設置し、若しくは改修する」に改め、「ついて」の次に「、平成28年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成28年12月22日厚生労働省雇児1222第1号厚生労働事務次官通知「平成28年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」別紙。以下「国要綱」という。）」を加える。

第2条第2号中「行おうとする」を「行う」に改める。

第3条第1号中「既存の建物を借り上げて新たに保育所を設置するために必要な保育所開設準備費、」を「賃貸物件による保育所の新設、定員の拡大又は老朽化に伴い必要となる」に改め、「賃借料」の次に「（礼金を含み、敷金を除く。）」を加え、同条第2号中「既存の建物（自宅を除く。以下この項において同じ。）を借り上げて」を「賃貸物件により」に、「必要な」を「必要となる改修費等及び」に改め、「賃借料」の次に「（礼金を含み、敷金を除く。）」を加え、同条第3号中「小規模保育設置促進事業」を「小規模保育事業所整備事業」に、「既存の建物を借り上げて当該事業を開始するために必要な」を「賃貸物件による小規模保育事業所の新設、定員の拡大又は老朽化に伴い必要となる改修費等及び」に改め、「賃借料（」の次に「礼金を含み、敷金を除く。）（」を加え、「及び改修費等」を削る。

第4条第1項第1号中「県基金要綱」を「国要綱（ただし、既存保育所にかかる賃借料補助については、県基金要綱）」に改め、同項第2号及び第3号中「県基金要綱」を「国要綱」に改める。

第8条を第9条とする。

第7条に次のただし書を加え、同条を第8条とする。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価500,000円以上（認可化移行移転費等支援事業にあつては300,000円以上）の機械、器具その他の財産がある場合は、前記の期間を経過

後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

第6条第1項中「消費税仕入控除税額報告書」を「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「以内」を「を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(交付の条件)

第5条 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価500,000円以上（認可化移行移転費等支援事業にあつては300,000円以上）の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。この場合において、市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る改正規定は、平成29年3月31日から施行する。